

大福研発第219号
令和元年 9月6日

介護サービス事業所管理者 様

大分県社会福祉介護研修センター
所 長 伊 東 敏 秀
(公印省略)

令和元年度 外国人介護人材確保対策事業
『ベトナム人特定技能「介護」受入』に向けた説明会の開催について

当センター事業の推進には、平素よりご協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、標題の説明会を別紙要綱により開催いたしますので、ご参加くださいます
ようお願い申し上げます。

参加については、別紙により FAX または郵送にて、令和元年9月20日(金)ま
でにお申込みください。

記

- 1 日 時 令和元年9月25日(水) 10:00～11:00 ※予定
- 2 会 場 大分県社会福祉介護研修センター3階大ホール
(大分市明野東3-4-1)
- 3 定 員 200名 ※定員になり次第、締め切らせていただきます。
- 4 内 容 ベトナムからの特定技能「介護」人材の受け入れスキームと
今後の予定について
- 5 参加費 無 料
- 6 その他
 - ・大分県老人福祉施設協議会会員については、県老施協主催の研修会の一貫として別添写しのとおり説明会を行うこととしております。内容は同一のものとなりますので、主催研修会に積極的にご参加ください。
 - ・県老施協会員以外の方で、9月27日への参加を希望される場合は、その旨 備考欄に明記ください。

大分県社会福祉介護研修センター
総務・人材部 担当：衛藤
TEL:097-552-6888・FAX:097-552-6868
E-mail:m-eto@okk.or.jp

ベトナム人特定技能「介護」受入に向けた説明会 開催要綱

1 目 的 :

2019年4月より、新たな在留資格「特定技能」がスタートしました。

これは、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる制度であり、「介護業」は、この特定産業分野の1つ目に位置づけられています。

即戦力となる外国人介護人材の確保に期待をしたいところですが、「特定技能」の受入は、5年間で6万人と入国人数の目安が示されていることに加え、大分県に比べ、好待遇の都市部に、優秀な人材が集中することが懸念されています。

そこで、大分県では、外国人介護人材の受入推進に向けて取り組むための補正予算を組み、迅速な対応を目指しているところですが、その一貫としてベトナムから特定技能「介護」での人材受入を行うスキームを組み立てています。

本説明会では、この、ベトナムからの特定技能「介護」人材を、受け入れる可能性がある施設の方々に、本取組みについてご理解いただくために開催するものです。

2 主 催 : 大分県 / 社会福祉法人大分県社会福祉協議会

3 日 時 : 令和元年9月25日(水) 10:00~11:00 ※予定

4 会 場 : 大分県社会福祉介護研修センター3階 大ホール
(大分市明野東3-4-1)

5 参加対象 : 施設長、事務長、管理者 等

6 参加定員 : 200名 ※定員になり次第、締め切らせていただきます。

7 内 容 : ベトナムからの特定技能「介護」人材の受け入れスキームと
今後の予定について

8 参加費 : 無 料

9 申込方法 : 別紙「参加申込書」にご記入の上、令和元年9月20日(金)までに下記事務局へお申し込みください (FAX可)

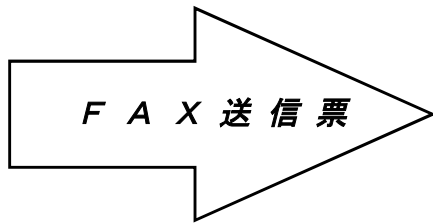
10 その他 : ・駐車場には限りがございますので、なるべく乗り合わせてお越しく下さい
・「特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が満たすべき基準」に基づく、第1号特定技能外国人を受け入れの対象となる事業所については、別紙1をご参照ください。

12 お問い合わせ先

大分県社会福祉介護研修センター 総務・人材部 (担当 衛藤)

〒870-0161 大分市明野東3-4-1

TEL : 097-552-6888 / FAX : 097-552-6868 / E-mail : m-eto@okk.or.jp



※別途送信票等は不要です

大分県社会福祉介護研修センター総務・人材部 衛藤行き

FAX : 097-552-6868

令和元年度 外国人介護人材確保対策事業
ベトナム人特定技能「介護」受入に向けた説明会
－ 9月25日（水）開催分 －
参加申込票

所属名 _____ 記入者氏名 _____

☆以下のとおり申込みます。

NO	氏名	職名	備考

申込締切：令和元年9月20日（金）

注：大分県老人福祉施設協議会員以外で、9月27日への参加を希望される場合は、その旨備考欄に明記ください。

《お問い合わせ先》

大分県社会福祉介護研修センター 総務・人材部 衛藤

TEL 097-552-6888 / FAX 097-552-6868

E-mail : m-eto@okk.or.jp

(別紙1) 対象施設 【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象とした形で整理したもの】 (白: 対象 緑: 一部対象 灰色: 対象外又は現行制度において存在しない。)

知的障害児施設	生活サポート	指定認知症対応型共同生活介護
自閉症児施設	経過的デイサービス事業	指定介護予防認知症対応型共同生活介護
知的障害児通園施設	訪問入浴サービス	介護老人保健施設
盲児施設	地域活動支援センター	介護医療院
ろうあ児施設	精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)	指定通所リハビリテーション
難聴幼児通園施設	障害者授産施設(精神障害者福祉工場)	指定介護予防通所リハビリテーション
肢体不自由児施設	在宅重度障害者通所授産事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る)	指定短期入所療養介護
肢体不自由児通園施設	知的障害者通所授産事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る)	指定介護予防短期入所療養介護
肢体不自由児療護施設	在宅介護	指定特定施設入居者生活介護
重症心身障害児施設	重度訪問介護	指定介護予防特定施設入居者生活介護
重症心身障害(者)通園事業	行動援護	指定地域密着型特定施設入居者生活介護
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構)の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの)	同行援護	サービス付き高齢者向け住宅※3
児童発達支援	外出介護(平成18年9月までの事業)	第1号訪問事業
放課後等デイサービス	移動支援事業	指定訪問介護
障害児入所施設	老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	指定介護予防訪問介護
児童発達支援センター	第1号通所事業	指定夜間対応型訪問介護
保育所等訪問支援	老人デイサービスセンター	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
障害者総合支援法関係の施設・事業	指定地域密着型通所介護	救護施設
障害者デイサービス事業(平成18年9月までの事業)	指定認知症対応型通所介護	更生施設
短期入所	指定介護予防認知症対応型通所介護	地域福祉センター
障害者支援施設	指定介護予防認知症対応型通所介護	隣保館デイサービス事業
療養介護	老人短期入所施設	独立行政法人国立高度知的障害者総合施設のぞみの園
生活介護	指定介護予防短期入所生活介護	ハンセン病療養所
児童デイサービス	養護老人ホーム※1	原子爆弾被爆者養護ホーム
共同生活介護(ケアホーム)	特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)	原子爆弾被爆者デイサービス事業
共同生活援助(グループホーム)	軽費老人ホーム※1	原子爆弾被爆者ショートステイ事業
自立訓練	ケアハウス※1	労災特別介護施設
就労移行支援	有料老人ホーム※1	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業
就労継続支援	指定小規模多機能型居宅介護※2	家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限る)
知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤系・知的障害者福祉工場)	指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2	病院
身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場)	指定複合型サービス※2	診療所
福祉ホーム	指定訪問入浴介護	
身体障害者自立支援	指定介護予防訪問入浴介護	
日中一時支援		

※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く)を行う施設を対象とする。
 ※2 訪問系サービスに従事することは除く。
 ※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。

特定技能を受け入れるために必要な「介護等の業務」とは、社会福祉士及び介護福祉士法に規定する「介護等の業務」であって、介護福祉士の受験資格の認定において「介護等の業務」に従事したとみとめられるものであること、とされています。

写

令和元年度 外国人介護人材確保対策事業
ベトナム人特定技能「介護」受入に向けた説明会
開催要綱

1 目的：

2019年4月より、新たな在留資格「特定技能」がスタートしました。

これは、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる制度であり、「介護業」は、この特定産業分野の1つ目に位置づけられています。

即戦力となる外国人介護人材の確保に期待をしたいところですが、「特定技能」の受入は、5年間で6万人と入国人数の目安が示されていることに加え、大分県に比べ、好待遇の都市部に、優秀な人材が集中することが懸念されています。

そこで、大分県では、外国人介護人材の受入推進に向けて取り組むための補正予算を組み、迅速な対応を目指しているところですが、その一貫としてベトナムから特定技能「介護」での人材受入を行うスキームを組み立てています。

本説明会では、この、ベトナムからの特定技能「介護」人材を、受け入れる可能性がある施設の方々に、本取組みについてご理解いただくために開催するものです。

2 主催：大分県 / 社会福祉法人大分県社会福祉協議会

3 共催：大分県老人福祉施設協議会

4 日時：令和元年**9月27日(金) 15:15~16:00** ※予定

5 会場：大分県総合社会福祉会館 **4階大ホール** (大分市大津町2-1-41)

6 参加対象：施設長、事務長、管理者等

7 参加定員：100名 ※定員になり次第、締め切らせていただきます。

8 内容：ベトナムからの特定技能「介護」人材の受け入れスキームと今後の予定について

9 参加費：無料

10 申込方法：別紙「参加申込書」にご記入の上、令和元年9月20日(金)までに下記事務局へお申し込みください (FAX可)

11 その他：

- ・同日同会場で、大分県老人福祉施設協議会が主催の「介護職員等特定処遇改善加算」に関する研修会(14:00~15:00)が実施されますので、合わせてご参加ください。
- ・駐車場には限りがございますので、なるべく乗り合わせてお越しください。
- ・“特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が満たすべき基準”に基づく、第1号特定技能外国人を受け入れの対象となる事業所については、別紙1をご参照ください。

12 お問い合わせ先

大分県社会福祉介護研修センター 総務・人材部 (担当 衛藤)

〒870-0161 大分市明野東3-4-1

TEL: 097-552-6888 / FAX: 097-552-6868 / E-mail: m-eto@okk.or.jp